

使用開始日
2026年8月13日



Oneグローバル債券ファンド 2026-09(限定追加型) (為替ヘッジあり) (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
為替ヘッジあり	追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり(フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「Oneグローバル債券ファンド2026-09(限定追加型) (為替ヘッジあり)」、「Oneグローバル債券ファンド2026-09(限定追加型) (為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2026年5月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:24兆4,886億円
(2026年5月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、Oneグローバル債券マザーファンド2026-09(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて世界(日本、新興国を含みます。)の米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建てまたは円建ての各種債券(投資適格未満の債券や無格付けの債券を含みます。また、劣後債を含みます。)に実質的に投資します。

●債券への投資にあたっては、主として信託期間終了前に満期償還が見込まれる債券^{*1}に実質的に投資を行います。

^{*1} 満期償還前に繰上償還される条項が付与される債券を含みます。

●ポートフォリオの平均格付けは、構築時においてBBB格相当以上(BBB-も含みます。)をめざします。ただし、市場環境によっては、これを下回る場合があります。

●投資適格未満の債券への実質投資比率は、ポートフォリオの構築時において原則として純資産総額の40%以下とします。

●原則として、各ファンドは実質的に投資を行う債券を満期日または繰上償還日まで保有することで、金利変動リスクを低減し^{*2}、安定した利子の獲得をめざします。ただし、信用リスク、利回り向上等の観点から、満期日前または繰上償還日前に実質的に保有する債券を売却する場合があります。

^{*2} 償還前の債券は金利変動リスクの影響を受けるため、各ファンドを換金した場合には金利変動の影響を受けます。

●実質的に保有する債券が信託期間中に満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる別の債券に実質的に投資する場合があります。

●当初設定時および償還準備に入った場合には、実質組入資産の流動性等を考慮して、ソブリン債(国債、国際機関債、政府機関債ならびに地方自治体の発行する債券)の実質組入比率を高める場合があります。

●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

●マザーファンドの運用にあたっては、運用の指図に関する権限の一部(債券等の運用の指図に関する権限)をアムンディ・アセットマネジメントに委託します。なお、アムンディ・アセットマネジメントは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(債券等の取引執行の一部)を、アムンディ・インターメディエーションに再委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略 称
Oneグローバル債券ファンド2026-09(限定追加型)(為替ヘッジあり)	為替ヘッジあり
Oneグローバル債券ファンド2026-09(限定追加型)(為替ヘッジなし)	為替ヘッジなし

◆上記各ファンドを総称して「Oneグローバル債券ファンド2026-09(限定追加型)」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。



ファンドの目的・特色

債券の格付けについて

	S&P社	ムーディーズ社	
高い 格付け (信用力) 低い	AAA	Aaa	投資適格
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	投資適格未満
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

債券の格付けとは？

債券の元本、利息の支払いの確実性(信用力)の度合いを示すもので、左図のようにアルファベット等で表記されます。格付けは、格付会社であるS&P社、ムーディーズ社等によって行われています。

※S&P社の「AA」から「CCC」までの格付けについては「+、-」、ムーディーズ社の「Aa」から「Caa」までの格付けについては「1、2、3」の付加記号を省略して表示しています。

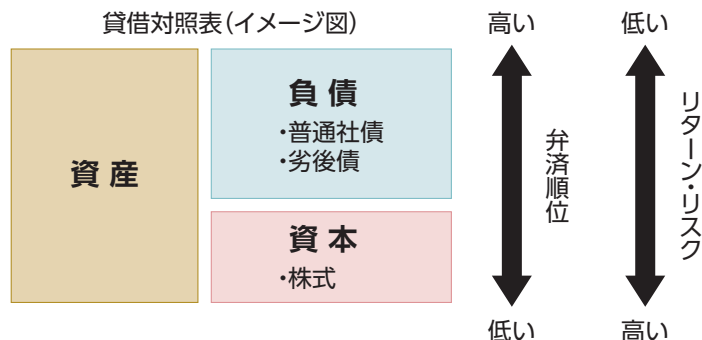
《ご参考》劣後債と繰上償還

■劣後債とは、発行体が経営破綻した場合に普通社債等より債務弁済の順位が劣る債券のことをいいます。投資家はその発行体の普通社債と比較して高いリスクを負いますが、その分高い利子を得ることができます。

■劣後債は償還期限が長い(もしくは定められていない)ことから、あらかじめ複数の時点で繰上償還ができる条項が付されるのが一般的であり、初回の繰上償還可能日に償還することが慣例となっています。

※劣後債への投資に伴う固有リスクは後述「投資リスク」をご確認ください。

※上記の慣例は有価証券届出書提出日(2026年8月10日)時点の状況を説明したものであり、将来的に維持・継続されることを示唆・保証するものではありません。





ファンドの目的・特色

2 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。

為 替 ヘ ッ ジ あ り

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。原則として、信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジを行うことで、信託期間中における為替変動リスクおよび為替ヘッジにかかるコストの変動の低減をめざします。ただし、委託会社が運用上、効率的と判断する場合には短期の為替ヘッジを行う場合があります。

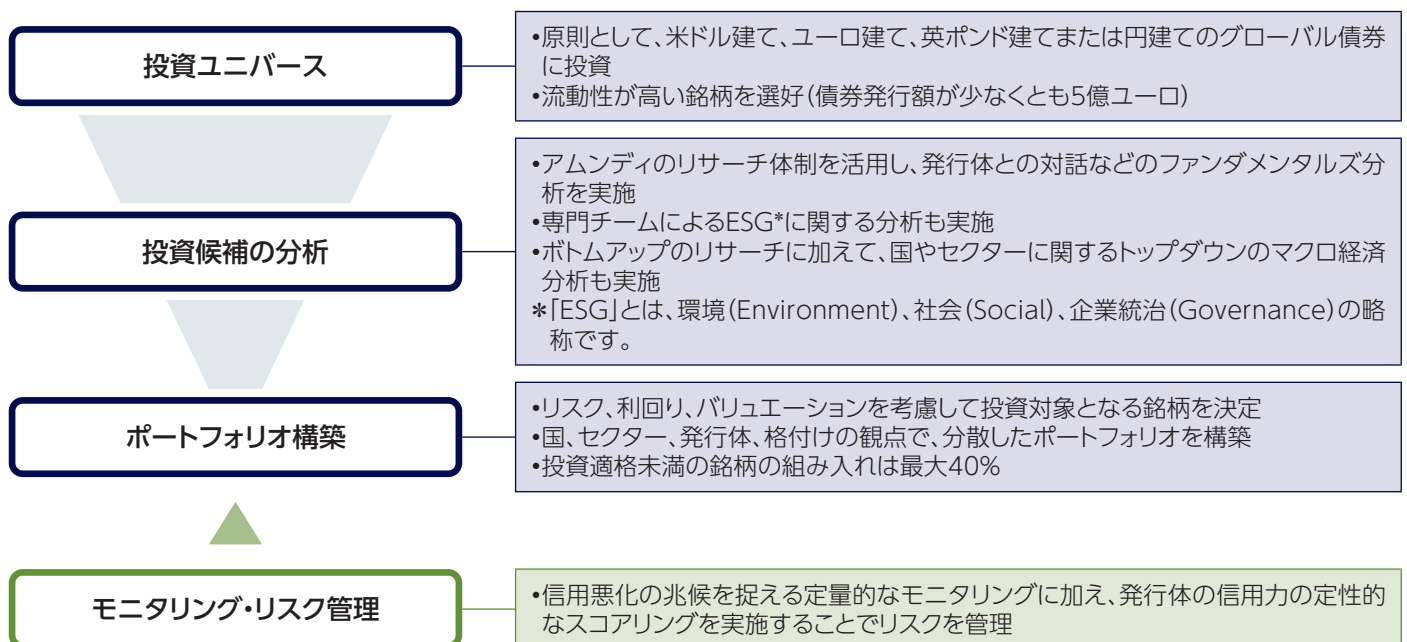
為 替 ヘ ッ ジ な し

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

3 信託期間が約5年の限定追加型の投資信託です。

- ファンドの信託期間は2026年9月30日から2031年9月30日までです。
- ファンドは、ご購入のお申込みを2026年10月7日まで限定して受付ける限定追加型の投資信託です。2026年10月8日以降のご購入のお申込みの受付は行いません。

運用プロセス



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2026年8月10日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所：アムンディ・アセットマネジメントの情報をもとに委託会社作成



ファンドの目的・特色

■ アムンディ・グループについて

欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、運用資産額で世界トップ10^{*1}にランクインしており、1億を超える、個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。資産運用業界の中心的存在であり、世界35カ国を超える国と地域で専門知識と助言をお客さまに提供しています。クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約440兆円^{*2}の資産を運用しています。

※アムンディ・アセットマネジメントはアムンディ・グループに属する、パリを拠点とした資産運用会社です。

※アムンディ・インターメディエーションはアムンディ・アセットマネジメントの子会社でトレーディング業務を行います。

*1 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによる資産運用会社トップ500社(2025年6月版、2024年12月末の運用資産額)に基づく

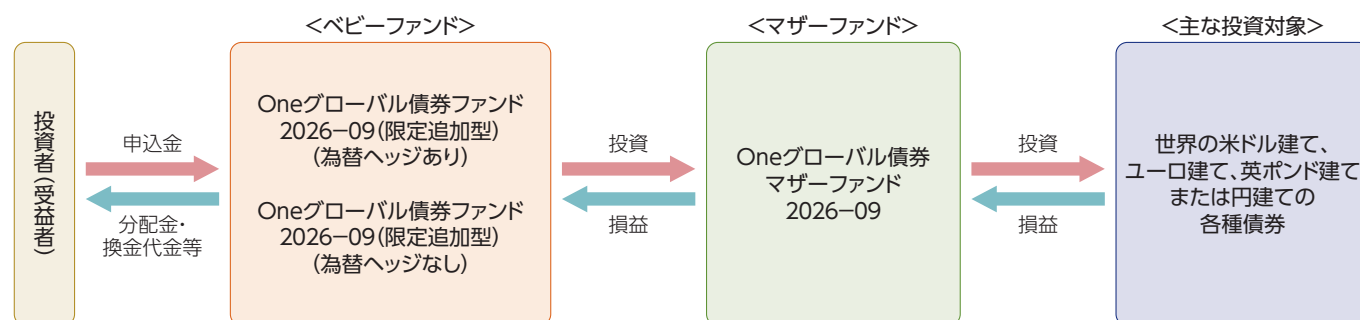
*2 2026年3月末現在。運用資産額は約2兆3,980億ユーロ、1ユーロ=183.41円で換算

出所：アムンディ・アセットマネジメントの情報をもとに委託会社作成

■ ファンドの仕組み

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。



ファンドの目的・特色

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年10月5日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※初回決算日は2027年10月5日です。

■ マザーファンドの概要

ファンド名	Oneグローバル債券マザーファンド2026-09
主要投資対象	世界(日本、新興国を含みます。)の米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建てまたは円建ての各種債券(投資適格未満の債券や無格付けの債券を含みます。また、劣後債を含みます。)
投資態度	①主として、世界(日本、新興国を含みます。)の米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建てまたは円建ての各種債券(投資適格未満の債券や無格付けの債券を含みます。また、劣後債を含みます。)への投資を行います。 ②債券への投資にあたっては、主として信託期間終了前に満期償還が見込まれる債券*に投資を行います。 *満期償還前に繰上償還される条項が付与される債券を含みます。 ③ポートフォリオの平均格付けは、構築時においてBBB格相当以上(BBB-も含みます。)をめざします。ただし、市場環境によっては、これを下回る場合があります。 ④投資適格未満の債券への投資比率は、ポートフォリオの構築時において原則として純資産総額の40%以下とします。 ⑤原則として、当ファンドは投資を行う債券を満期日または繰上償還日まで保有することで、金利変動リスクを低減し、安定した利子の獲得をめざします。ただし、信用リスク、利回り向上等の観点から、満期日前または繰上償還日前に保有債券を売却する場合があります。 ⑥保有債券が信託期間中に満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる別の債券に投資する場合があります。 ⑦当初設定時および償還準備に入った場合には、組入資産の流動性等を考慮して、ソブリン債(国債、国際機関債、政府機関債ならびに地方自治体の発行する債券)の組入比率を高める場合があります。 ⑧運用の指図に関する権限の一部(債券等の運用の指図に関する権限)を、アムンディ・アセットマネジメントに委託します。なお、アムンディ・アセットマネジメントは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(債券等の取引執行の一部)を、アムンディ・インターメディアエーションに再委託します。

※マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドは投資適格未満の債券や無格付けの債券等にも実質的に投資することから、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。

為替変動 リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。

為 替 ヘ ッ ジ あ り

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

為 替 ヘ ッ ジ な し

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。



投資リスク

劣後債への 投資に伴う 固有の リスク

劣後債への投資は、普通社債と比較して相対的にリスクが大きくなります。

劣後債への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

①劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)

一般に劣後債の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません(法的弁済順位の劣後)。また劣後債は一般に普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、劣後債の価格が大きく下落する可能性があります。

②繰上償還延期リスク

一般に劣後債には、繰上償還(コール)条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている債券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該債券の価格が大きく下落する可能性があります。

③利払い繰延リスク

劣後債には、利息の支払繰延条項を有する債券があります。当該債券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の債券にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- 為替ヘッジ取引は、取引相手の信用リスクを負うこととなります。
「為替ヘッジあり」は信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジ取引を行いますが、為替ヘッジの取引相手の信用リスクが高まったと判断される場合等には、当該為替ヘッジ取引を解消し改めて為替ヘッジ取引を行うことがあります。その場合、為替ヘッジ取引にかかるコストが変動することにより、当該ファンドの実質的な平均最終利回りが低下することがあります。
- 実質的に投資した債券が満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、別の債券に投資することがあり、金利低下局面等においては、再投資した債券の利回りが、当初投資した債券の利回りより低くなる可能性があります。
- 当初申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、各ファンドの設定を見送ることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

<参考情報>

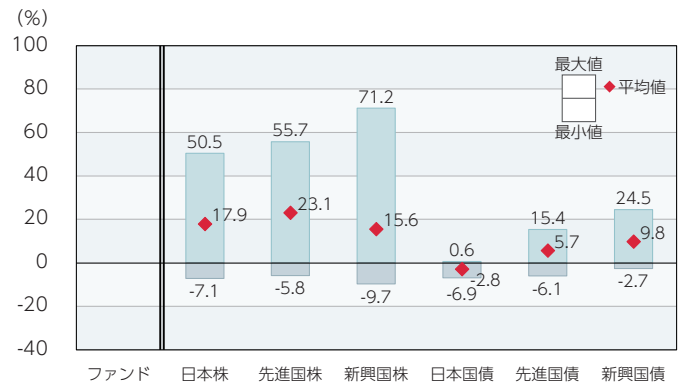
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

為替ヘッジあり

為替ヘッジなし

該当事項はありません。



ファンド: 有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス: 2021年6月～2026年5月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、各ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※各ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	当初申込期間: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間: 販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間: 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初申込期間: 2026年8月26日から2026年9月29日まで 継続申込期間: 2026年9月30日から2026年10月7日まで ※2026年10月8日以降、購入のお申込みの受付は行いません。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	設定日(2026年9月30日)以降、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・フランスの祝祭日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 ※当初申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、各ファンドの設定を見送ることがあります。
信 託 期 間	2031年9月30日まで(2026年9月30日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・各ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年10月5日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日:2027年10月5日
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信託金の限度額	各ファンドにおいて2,500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 0.55%(税抜0.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下により計算される ①と②の合計額 とします。	
	①各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.7095%(税抜0.645%) の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	支払先	内訳(税抜) 主な役務
	委託会社	年率0.325% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.300% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
その他の費用・手数料	受託会社	年率0.020% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	※委託会社の信託報酬には、Oneグローバル債券マザーファンド2026-09の運用の指図に関する権限の一部(債券等の運用に関する権限)の委託を受けた投資顧問会社(アムンディ・アセットマネジメント)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.225%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、アムンディ・インターメディエーションに対する報酬が含まれます。	
	②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年9月30日現在は、 品貸料の49.5%(税抜45%)以内 になります。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。	
	※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。	
	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

14

